# 公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団定款

# 目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 目的及び事業 (第3条・第4条)
- 第3章 資産及び会計(第5条-第12条)
- 第4章 評議員(第13条—第16条)
- 第5章 評議員会(第17条—第26条)
- 第6章 役員(第27条—第34条)
- 第7章 理事会(第35条—第45条)
- 第8章 定款の変更及び解散 (第46条-第49条)
- 第9章 公告の方法(第50条)
- 第10章 特別顧問及び事務局(第51条・第52条)
- 第11章 情報公開及び個人情報の保護並びに法令の遵守 (第53条―第55条)

附則

# 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を群馬県渋川市に置く。

# 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、埋蔵文化財の発掘調査及び研究並びに文化財保護思想のかん養と普及等に 関する事業を行い、地域の文化の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
  - (1) 埋蔵文化財の調査及び研究に関する事業
  - (2) 出土した文化財の整理及び保存に関する事業
  - (3) 埋蔵文化財の保護及び活用に関する事業
  - (4) 群馬県から委託された施設等の維持管理事業
  - (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、群馬県内において行うものとする。

## 第3章 資産及び会計

#### (基本財産)

- 第5条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産の2種類とする。
- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産とし、理事会で定めたものとする。
- 3 運用財産は、基本財産以外とする。

### (基本財産の維持及び処分)

- 第6条 この法人は、基本財産について、適正な維持及び管理に努めなければならない。
- 2 この法人の事業遂行上やむを得ない理由により、基本財産の一部を処分し、若しくは担保に 供し、又は基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会の承認を受けなければな らない。

## (事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

# (事業計画及び収支予算)

- 第8条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

## (事業報告及び決算)

- 第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第7号までの書類については承認を受けなければならない。
  - (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 正味財産増減計算書
  - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
  - (6) 財産目録
  - (7) キャッシュフロー計算書
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
  - (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
  - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(平成19年内閣府令第68号)に定めるところにより、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

- 第11条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その3分の2以上に当たる多数の決議を経なければならない。
- 2 この法人が重要な財産の処分をし、又は譲受けをしようとする場合にあっても、前項と同様の手続を経なければならない。

(会計の原則等)

- 第12条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものと する。
- 2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。
- 3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良にあてるために保有する資金の取扱いに ついては、理事会の決議を経て、理事長が定める。

# 第4章 評議員

(評議員)

第13条 この法人に評議員5名以上10名以内を置く。

(選任及び解任)

- 第14条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。
- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
  - (1) 各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
    - イ 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族
    - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるもの
    - ハ 当該評議員の使用人
    - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
    - ホ ハ又は二に掲げる者の配偶者
    - へ 口から二までに掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
  - (2)他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が 評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

- 口 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めの あるものにあっては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

- ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。) である者
  - ① 国の機関
  - ② 地方公共団体
  - ③ 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人
  - ④ 国立大学法人法(平成15年法律第112号) 第2条第1項に規定する国立大学法人 又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
  - ⑤ 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人
  - ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)
- (3) 評議員のうちには、理事のいずれか1名の租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第25条の17第6項に規定する親族等である者(この号並びに第28条第3項及び第4項において「親族等である者」という。)の数、又は評議員のいずれか1名及びその親族等である者の合計数が、評議員現在数の3分の1を超えて含まれることにならないものであること。また、評議員には、監事及びその親族等である者が含まれてはならないものであること。
- 3 評議員は、この法人の役員又は使用人を兼ねることはできない。
- 4 評議員に変更が生じたときは、2週間以内に、主たる事務所の所在地において変更の登記をしなければならない。

(任期)

- 第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時 評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の 任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

- 第16条 評議員に対して、各年度の総額が55万円を超えない範囲内で、評議員会で別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。
- 2 評議員には、「職員等旅費規程」に準じて費用を弁償することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第17条 評議員会は、すべての評議員で組織する。

(権限)

- 第18条 評議員会は、次の事項について決議する。
  - (1) 理事及び監事の選任及び解任
  - (2) 理事及び監事の報酬等の支給総額及び支給の基準
  - (3) 評議員に対する報酬等の支給基準
  - (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
  - (5) 定款の変更
  - (6) 残余財産の処分
  - (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第19条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に 開催する。

(招集)

- 第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の 招集を請求することができる。

(議長)

第21条 評議員会の議長は、出席した評議員の互選により定める。

(定足数)

第22条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

- 第23条 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数 をもって決する。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に 当たる多数をもって行わなければならない。
  - (1) 監事の解任
  - (2) 定款の変更
  - (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第27条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第24条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき評議員(当該事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面又は電磁的記録

により同意の意思表示をしたときは、当該議案を可決する旨の評議員会の決議があったもの とみなす。

### (報告の省略)

第25条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面により同意の 意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

### (議事録)

- 第26条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 前項の議事録には、評議員会で選任された議事録署名人2人が記名押印する。

# 第6章 役員

### (役員の設置)

- 第27条 この法人に次の役員を置く。
  - (1) 理事5名以上10名以内
  - (2) 監事2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、1名を専務理事、1名を常務理事とすることができる。
- 4 第2項の理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「法人法」という。)上の代表理事とし、前項の専務理事及び常務理事をもって同法上の業務執行理事とする。

# (役員の選任)

- 第28条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族等である者の合計数が、理事現在数の3 分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事には、この法人の理事(その親族等である者を含む。)及び評議員(その親族等である者を含む。)並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族等である者であってはならない。
- 5 前2項に定めるもののほか、理事及び監事の構成は、公益社団法人及び公益財団法人の認定 等に関する法律(平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という。)第5条第10 号及び第11号に規定する基準を満たさなければならない。
- 6 理事又は監事に変更を生じたときは、2週間以内に、主たる事務所の所在地において変更の 登記をしなければならない。

### (理事の職務及び権限)

- 第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

- 3 専務理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、理事長を補佐して、この法人の業務 を執行し、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、その業務執行に関わる職務を代行する。
- 4 常務理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人の業務を執行する。
- 5 理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職 務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

### (監事の職務及び権限)

- 第30条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の 状況の調査をすることができる。
- 3 監事は理事会に出席し、必要があると認められるときは、意見を述べなければならない。

# (役員の任期)

- 第31条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、補欠として選任された役員の任期は前任者の残任期間とし、増員により選任された理事の任期は他の現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、第27条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した 後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

#### (役員の解任)

- 第32条 役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
  - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

#### (報酬等)

- 第33条 役員に対して、評議員会において別に定める支給総額及び支給基準に従い算定した額 を報酬等として支給することができる。
- 2 役員には、「職員等旅費規程」に準じて費用を弁償することができる。

# (責任の軽減)

- 第34条 この法人は、法人法第198条において準用する同法第114条第1項の規定により 理事会の決議によって、役員の同法第198条において準用する同法第111条第1項の損害 賠償責任について、賠償責任額から同法第113条第1項第2号に掲げる額(以下「最低責任 限度額」という。)を控除して得た額を限度として免除することができる。
- 2 この法人は、法人法第198条において準用する同法第115条第1項の規定により、理事会の決議によって、外部役員との間に、同法第198条において準用する第111条第1項の損害賠償責任について、損害賠償責任額を限定する契約を締結することができる。この場合において、損害賠償責任の限度額は、金10万円以上であらかじめ定めた額と最低限度額とのいずれか高い額とする。

## 第7章 理事会

(構成)

第35条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第36条 理事会は、次の職務を行う。
  - (1) この法人の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(開催)

- 第37条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。
- 2 定例理事会は、毎事業年度1回開催する。
- 3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
  - (1) 理事長が必要と判断したとき。
  - (2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会の招集の請求があったとき
  - (3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以 内の日を理事会の日とする招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招 集するとき。
  - (4) 監事から理事長に対し、理事会の招集の請求があったとき、又は監事が理事会を招集するとき。

(招集)

- 第38条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。
- 3 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段の規定による請求があったときは、その請求が あった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会 を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集する者は、理事会の1週間前までに、各理事及び各監事に対して、理事会の日時、場所、目的事項等を記載した書面をもって通知を発しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第39条 理事会の議長は、理事長とする。

(定足数)

第40条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことはできない。

(決議)

第41条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第42条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事(当該事項ついて議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときは除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

- 第43条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第29条第5項の規定による報告については適用しない。

(議事録)

- 第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(運営)

第45条 法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の運営に関し必要な事項は、理事会の 承認を得て理事長が定める。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第46条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条についても適用する。

(解散)

第47条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法 令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第48条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合 (その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て 、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日 から1箇月以内に、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体 に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益 法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### 第9章 公告の方法

(公告の方法)

- 第50条 この法人の公告は、電子公告によるものとする。
- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、群馬県 において発行する上毛新聞に掲載する方法による。

### 第10章 特別顧問及び事務局

(特別顧問)

- 第51条 この法人に特別顧問を若干人置くことができる。
- 2 特別顧問は、理事長の諮問に応じ、この法人の重要な運営事項に関し意見を述べることができる。
- 3 特別顧問は、理事会の承認を経て、理事長が委嘱する。
- 4 特別顧問には、評議員会において別に定める支給基準に従い算定した額を報酬等として支給 することができる。
- 5 特別顧問には、「職員等旅費規程」に準じて費用を弁償することができる。
- 6 特別顧問の設置等に関し必要な事項は、理事会の承認を経て、理事長が定める。

(事務局)

- 第52条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の承認を経て、理事長が定める。

### 第11章 情報公開及び個人情報の保護並びに法令の遵守

(情報公開)

- 第53条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、財務資料等を公開 するものとする。
- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

(個人情報の保護)

第54条 この法人は、業務上知り得た個人情報の適正な取扱いの確保に努めるものとする。

(法令の遵守)

第55条 この法人は、法令を遵守し、公正かつ適切な事業活動を行うものとする。

附 則

(施行日)

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法

人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。以下「整備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

# (事業年度の特例)

2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

# (最初の代表理事及び業務執行理事)

3 この法人の最初の理事長は須田榮一、常務理事は郡和良とする。

# (最初の評議員)

4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。 伊勢屋ふじこ、井上唯雄、久保田健、小島隆一、 田部井俊勝、西野壽章、松本浩一、西田健彦

## (既存諸規程等の効力)

5 この定款の施行の日前に、財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団寄附行為に基づき定められた規程又は議決された事項は、この定款に基づき定められた規程又は議決された事項とみなす。

## 附則

この定款は、令和3年3月9日から施行する。